

重要事項説明書 別紙1 【 児童発達支援 加算項目表 】 ラララ

令和8年5月1日

項目	算定区分(概要) : 利用定員10人以下	単位 × 加算率10.72 = 利用料・負担額 (円)	単位	利用料	利用者負担額	
児童発達支援給付費	1日につき	主に小学校就学前の障がい児(重心障害児を除く)に対し 指定児童発達支援を行う場合(定員10人以下)	区分1(30分以上1時間30分以下)	901	9658	965
		区分2(1時間30分超3時間以下)	928	9948	994	
		区分3(3時間超5時間以下)	980	10505	1050	
児童指導員等加配加算	1日につき	児童指導員等を配置	その他従業者	90	964	96
家族支援加算(Ⅰ)	つき4回 を限度	児童の家族(きょうだいを含む)に対して個別に相談援助等 を行った場合	Ⅰ 居宅を訪問(所要時間1時間以上)	300	3216	321
			Ⅱ 居宅を訪問(所要時間1時間未満)	200	2144	214
			Ⅲ 事業所等で対面	100	1072	107
			Ⅳ オンライン	80	857	85
家族支援加算(Ⅱ)	つき4回 を限度	児童の家族(きょうだいを含む)に対してグループでの相談 援助等を行った場合	Ⅰ 事業所等で対面	80	857	85
			Ⅱ オンライン	60	643	64
子育てサポート加算	つき4回 を限度	保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上 で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等 に関して相談援助等を行った場合	1回につき	80	857	85
利用者負担上限額管理加算	つき1回 を限度	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限月額を 超えて事業者が利用負担額を徴収しないように、利用者 負担額の徴収方法の管理を行った場合	1回につき	150	1608	160
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	1日につき	児童指導員常勤職員のうち社会福祉士等の有資格者等を 35/100配置した場合		15	160	16
欠席時対応加算	つき4回 を限度	利用する障がい児が急病等により利用を中止した際に、 連絡調整や相談援助を行った場合	1回につき	94	1007	100
強度行動障害児支援加算	1日につき	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した職員 を配置し、強度行動障害を有する児に対して、支援計画を	加算開始から90日以内の期間は、 更に+500単位/日	200	2144	214

		作成し当該計画に基づき支援を行った場合				
関係機関連携加算(Ⅰ)	つき1回 月1回 を限度	保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個79別支援計画を作成等した場合		250	2680	268
関係機関連携加算(Ⅱ)	つき1回 月1回 を限度	保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合		200	2144	214
関係機関連携加算(Ⅲ)	つき1回 月1回 を限度	児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合		150	1608	1608
関係機関連携加算(Ⅳ)	1回 を限度	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合		200	2144	2144
送迎加算	片道につき	事業所が障がい児に対し、送迎を行った場合	イ障害児(重症心身障害児を除く)の場合(片道)	54	578	57
		事業所が重症心身障害児に対し、職員の付き添いを添乗させて送迎を行った場合	ロ重症心身障害児又は医療的ケア児の場合(片道)	+40	1007	100
個別サポート加算(Ⅰ)	1日につき	重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援を行った場合		120	1286	128
個別サポート加算(Ⅱ)	1日につき	要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携(支援の状況等を6か月に1回以上共有)し支援を行った場合		150	1608	160
延長支援加算(イ) 障害児(重症心身障害児・医療的ケア児を除く)の場合	1日につき	基本報酬における最長の時間区分に対応した時間(5時間)の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合。なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定	(1) 30分以上1時間未満	61	653	65
			(2) 1時間以上2時間未満	92	986	98
			(3) 2時間以上	123	1318	131
			(1) 30分以上1時間未満	128	1372	137
			(2) 1時間以上2時間未満	192	2058	205
			(3) 2時間以上	256	2744	274
延長支援加算(ロ) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合						

ふくし かいごしょくいんしやうかいぜんかさん 福祉・介護職員処遇改善加算 令和8年4月1日より(Ⅰ) 令和8年6月1日より(Ⅰロ)	1つき 1月につき	ふくし かいごしょくいん ちんぎん かいぜんとう じつし 福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして たかつきしちやう とどけでたじぎやうしや りやうしや たいし たいししてい 高槻市長に届け出た事業者が利用者に 対し、対し指定 じどうはつたつしえん おこなうばあい 児童発達支援を行う場合	しやていたんい きほんほうしゅうおよびかくかさん 所定単位 は、基本報酬及び各加算 ふくし かいごしょくいんしやうかいぜんかさん (福祉・介護職員等処遇改善加算を のぞく さんてい そうほうしゅうたんいすう 除く)を算定した総報酬単位数	そうほうしゅうたんいすう 総報酬単位数× 4月5月 13.1% 6月以降 15.8%	まき 左記の 1割 わり
---	-----------------------------	--	--	--	--

加算の算定については障害児通所給付費・入所給付費等明細書をご確認ください。